

第5章 個別整備計画

本章では、第3章で示したゾーニングのエリア区分に基づき、エリアごとの具体的な整備方針を示す。整備時期はP52の事業スケジュールを参照のこと。なお、御殿の書院と石垣については、史跡の本質的価値の中核を構成する要素であり、保存整備の緊急性を要することから、第1節、第2節で個別に整備方針を示す。

第1節 御殿の書院移築の方針

書院を、史跡内の原位置で幕末の姿に復原し、広く一般に展示公開する。

【整備時期】短期

【発掘調査計画】

- ・移築にあたって、書院と御殿の他の部分への接続部の調査を行い、御殿全体の把握に努める。
- ・書院に近い石垣について、主郭石垣における本来の天端高さを確認するための調査を行う。

【遺構整備計画】

- ・発掘調査結果にもとづき、書院を史跡内の原位置に移築（復原）する。
- ・御殿建物の地下遺構は、必要な保護盛土を行う。盛土厚の決定にあたっては、主郭の設計地盤高と整合をとる。
- ・建物遺構周囲で確認された石の区画溝は、遺構を保護盛土した上で垂直同位置に復元する。
- ・現存する書院（小島公会堂）は、予め建物調査（事前調査）を行い、安政地震後の幕末再建時の復原図をおこし、これをもとに移築工事の設計図面を作成する。
- ・建物解体時には解体調査を行い、新たな知見に応じて復原図の修正、設計変更を行う。
- ・痛んだ部材、破損した部材は、できる限りオリジナルの部分を残して修復する。
- ・建物の保存と維持管理のため、壁あるいは建具を付加する場合は、違和感がないように整備する。
- ・不特定多数の見学者が建物内に入ることを前提に、建物に必要な耐震補強を行う。補強金具等は、原則的に見え隠れの位置に設置するものとする。
- ・書院の見学に必要な照明を設置する。建物の雰囲気配慮した大きさやデザインとする。配線は原則的に見え隠れの位置に設置する。
- ・文化財建造物の保安と防火に必要な警報装置、消防施設等を設置する。



図 29 再移築された奥殿陣屋の御殿書院
(愛知県岡崎市・無指定)

第2節 石垣の保存と整備の方針

現在の石垣は、後世の改変を受けているが、幕末の縄張りの特徴を十分に理解できる状態である。江戸時代の石垣の配置や構造を正しく見学者に伝えるため、継続的に石垣調査を進め、残存する石垣各部の築造年代を明らかにしていく。当面、現状の石垣をありのまま展示し、将来的に条件が整えば、幕末の石垣の姿に復元していくことを目指す。

【調査、整備の時期】

- ・ A、B、Cエリアの石垣は、短期で石垣カルテを作成する。
- ・ A1エリアの主郭御殿脇の石垣は、書院の移築に併せて短期に必要な調査、整備を行う。
- ・ Aエリアのその他の石垣及び大手出隅の石垣をはじめとするBエリア、Cエリアの石垣については、整備の進捗に合わせて中長期で調査、整備を行う。

【発掘調査・石垣調査計画】

- ・ 石垣カルテを作成し、石垣の現状・規模、石垣の形態、石材の加工や石積み方法、石垣の破損状況等を把握する。
- ・ 調査により収集した情報をまとめ、石垣の補修が必要な部分については、積石の方法、裏込めの状況などを把握するために、必要に応じて発掘調査を行う。

【遺構整備計画】

- ・ 石垣の補修を行う場合は、石垣調査に基づき、補修部分は補修前の石垣と同等の材質、加工、積み方に倣う。
- ・ 破損した石材を新材と取り替える場合は、別当沢支流の石材と同等の石を用いる。
- ・ 必要に応じて石垣を破壊する可能性のある植物の除去を行う。
- ・ 植物やコケに覆われた石垣の表面を観察できるようにする。
- ・ 第2郭東側の宅地境界に面する石垣は、住民の生活環境に配慮し、経過観察を行った上で遺構保護に必要な対策を講じるにとどめ、一般公開は控える。



図30 御殿脇の切り込み接ぎの石垣



図31 大手出隅石垣と隙間に生えた植物

第3節 遺構の保存と表現に関する計画

A 中枢部整備・活用エリア

史跡を集中的に整備して、江戸時代の陣屋の中枢部の姿をイメージできるエリアとし、併せて見学者の利便を図るための施設を設置することで、活用の拠点とする。

A 1 : 主郭

【整備時期】短期

【発掘調査計画】

- ・主郭に想定される書院以外の建物について、発掘調査を行う。
- ・石垣に沿って想定される塀や、絵図に描かれた柵列について、引き続き調査を行い、位置や構造の解明に努める。

【遺構整備計画】

- ・遺構面に必要な保護盛土を行う。
- ・土系舗装等の工夫により主郭の範囲を視覚的に表示する。
- ・御殿建物の平面表示を検討する。
- ・調査で確認された主郭東側の3箇所石段のうち、南側の幅広い石段は、大手門から主郭への通路として復元または平面表示する。残る2箇所の石段は位置を石や土系舗装等の工夫により平面表示する。
- ・宝蔵の基礎遺構を石や土系舗装等の工夫により平面表示する。
- ・御殿の書院脇で確認された礎石列は、御殿書院の礎石より低い位置で確認されたことから、幕末の書院より古い遺構と考えられる。復元は行わず、パネル・解説板等の活用により、見学者の理解向上に努める。
- ・石垣の内側で遺構に影響を与えない部分に、石垣の保全と見学者の安全確保を兼ねる低木植栽を行う。



図 32 建物と平面表示部の取り合い
(柏原藩陣屋跡・兵庫県丹波市)



図 33 伊豆木陣屋の低木植栽
(長野県上田市)

A 2 : 第2郭北側

【整備時期】 短期

【発掘調査計画】

- ・施設整備や掘削が想定される部分は、予め発掘調査を行い、残存する遺構面を確認する。

【遺構整備計画】

- ・遺構面の保護のため必要な盛土を行い、多目的の交流広場として活用できるよう整備するとともに、当該箇所が存在する遺構の状況とその価値について、わかりやすい解説板を設置する。仕上げに芝張りまたは土系舗装等を検討する。
- ・搦め手口となる裏門の位置を表示する。
- ・井戸の保護のため井戸枠を設置し、見学できるよう整備する。井戸周囲の敷石を修復し露出展示する。

B 大手整備エリア

陣屋の正面入口にあたる大手門と大手通路を整備し、展示の核となる出隅石垣を見せつつ、史跡導入部としての動線を確保する。

【整備時期】 短期

【発掘調査計画】

- ・大手門と周囲の塀や石垣との取り合いを確認する。
- ・大手石垣と石段通路との接地部分の調査を行い、石段通路のレベルを確認する。
- ・大手と枡形虎口の位置や機能を解明するための調査を継続する。

【遺構整備計画】

- ・大手門周辺は、発掘調査結果に基づき、遺構面を保護盛土しながら遺構の平面表示を行う。門や付属する塀などの遺構は舗装表現等で表示し、礎石は復元表示を検討する。
- ・大手の石段通路が想定される部分は、遺構上に保護盛土し、部分的に見学路として新たに石段を設置する。
- ・大手出隅の石垣は、ツルや雑草を除去し、必要な部分補修を行い展示公開する。
- ・枡形虎口は、今後の調査結果に基づき適切な展示手法を検討する。
- ・石垣の内側で遺構に影響を与えない部分に、石垣の保全と見学者の安全確保を兼ねた低木植栽を行う。

【追加指定】

- ・別当沢沿いの馬場から大手に続く通路部分は、陣屋の大手道の一部と考えられ、発掘調査により整地面が確認されたことから、追加指定を検討する。



図 34 見学者用に新たに設置した石段（熊本城）

C 石垣保存展示エリア

陣屋の立地する地形や郭を縁取る石垣を周遊しながら見学し、陣屋の縄張りを学習できる整備を行う。現存する石垣は現状維持を基本とするが、継続的に石垣と第2郭の遺構の調査を進め、必要な保存・修復・展示を行う。

【整備時期】

- ・ 史跡指定地内の発掘調査と整備、第2郭東側急斜面の階段状の低石垣の調査は短期で行う。
- ・ その他の調査、整備は中長期で行う。

【発掘調査計画】

- ・ 第2郭の藩土屋敷地、郭南側の井戸、柵列、複数の門跡等の調査を行い、各遺構の配置を確認する。
- ・ 第2郭東側を区切る階段状の低石垣は、発掘調査等を行い整備時期を明らかにする。
- ・ 史跡指定地となっていない厩、学問所等の施設については、発掘調査や石垣調査に向けて関係者・機関との調整を引き続き行う。

【遺構整備計画】

- ・ 第2郭の平坦面は当面の間、現状維持とし、定期的に草刈を行い適切に管理を行う。
- ・ 石垣や縄張りを見学できるよう遺構面に盛土し、見学者動線となる遊歩道や、ベンチ、植栽を整備する。
- ・ 発掘調査で確認された第2郭の建造物については、解説板の設置等、調査成果等の公開に努めつつ、将来的な遺構表示を検討する。
- ・ 第2郭東側を区切る急斜面に設けられた階段状の低石垣は、崩落の恐れがあるため、定期的な見回りを行い経過観察を行う。石積は手を加えると崩落する可能性が高まるため、現状維持するものとし、当面は石材と土砂の崩落対策の措置を行う。遺構ではないことが確認された場合には、石垣の撤去と法面保護方法について検討する。また、遺構であることが確認された場合には、専門家の意見を踏まえながら、長期的に遺構を保護し、史跡景観に配慮した法面保護工など急傾斜地対策工事の導入を検討する。
- ・ 石垣の内側で遺構に影響を与えない部分に、石垣の保全と見学者の安全確保を兼ねた低木植栽を行う。

【追加指定】

- ・ 第2郭北東の厩・学問所推定地は、陣屋の一部であることから、追加指定に向けた調整を行っていく。



図 35 第2郭南側の石垣

D 大手エントランスエリア

甲州街道から陣屋への入口を明確に示すとともに、歩行者見学ルートの起点として整備する。

【整備時期】 中長期

【発掘調査計画】

- ・外柵形と大手道が推定される部分は、別当沢の侵食や道路整備などにより遺構が確認できない可能性が高い。木戸跡などが推定される宅地部分等については、外柵形や大手道の位置や機能についての情報を得るため、条件が整い次第、発掘調査を行う。

【遺構整備計画】

- ・別当沢沿いの大手道の存在が想定される部分に見学者動線（遊歩道）と案内看板を整備する。
- ・甲州街道沿いの陣屋入口となる部分に、陣屋跡と周辺の文化財・歴史的資源に関する総合案内情報を提供する場を設ける。

【追加指定】

- ・陣屋の外縁部が甲州街道に接する部分は、陣屋の外柵形の機能をもっていたと考えられることから、外柵形（推定）から別当沢沿いの大手道（推定）にかけての部分の追加指定を検討する。



図 36 別当沢から陣屋方向を望む

E 搦手エントランスエリア

乗用車等利用者のための見学ルートの起点として整備する。

【整備時期】 短期

【発掘調査計画】

- ・周辺に火薬庫の存在が想定されることから、施設整備に先立ち確認調査を行う。

【遺構整備計画】

- ・施設の整備にあたっては、必要な保護盛土を行うとともに、解説板を設置し、見学者の理解に供するものとする。

F 景観保全エリア

陣屋の外縁部を明確に示す景観整備を行う。

【整備時期】 短期・中長期（継続的に実施）

【発掘調査等計画】

- ・崖沿いで郭が崩落するおそれのある部分の調査を行い、経過観察を行う。

【遺構整備計画】

- ・別当沢周辺の傾斜地については、見学者の安全確保と自然の要害としての陣屋周辺の地形を理解しやすくするために、別当沢への見通しを確保する景観整備（草刈）を行う。
- ・斜面地の崩落対策が必要な部分について、河川、防災等の関係機関等と協議を行い、対策を検討する。

G 調査検討エリア

江戸時代の陣屋の範囲や機能を明確化するため、陣屋関連施設等の調査を行う。

【整備時期】 中期

【発掘調査計画】

- ・陣屋外縁部及び周辺に推定される陣屋関連施設（馬場、火薬庫、砲術練習施設、木戸跡、番所跡、御殿庭園、石切場跡等）については、位置や形状を明らかにするため、条件が整い次第、発掘調査を行う。
- ・馬場については、宅地化されているため、条件が整い次第、発掘調査を行い、馬場の範囲や遺構面の高さを確認する。
- ・陣屋の石垣を切り出したと考えられる別当沢支流の石切場跡の調査を行う。

【遺構整備計画】

- ・陣屋関連施設や遺構が確認された部分に遺構解説板を設置する。
- ・既存道路を活かして小島陣屋跡と陣屋関連施設等を結ぶ見学者動線を検討する。
- ・御殿庭園があったと伝わる城ヶ平については、庭園の遺構と樹木の調査を行う。土地所有者と連携して既存樹木の適切な維持管理や花木の植栽を検討する。

【追加指定】

- ・発掘調査により陣屋に係る遺構が確認できた部分について、追加指定を検討する。

第4節 動線及びサイン整備計画

見学者が陣屋の縄張りを分かりやすく学び、スムーズに史跡内を移動できる動線を設定し、必要な見学路とサインを設置する。車両動線と歩行者・自転車動線それぞれを想定し、適切な誘導ならびに必要な情報を提供する体系的サイン整備を行う。

(1) 動線整備計画

- ・史跡見学の拠点を、御殿の書院等が立地するAエリアの「陣屋の中枢部」に設定し、歩行者（自転車）動線と自動車動線を設定する。（**図 37 動線計画図** 参照）
- ・歩行者（自転車）は、歩行者エントランスである国道52号沿いの小島南交差点付近から、別当沢沿いに陣屋本来の正面入口である「大手」にアクセスし、陣屋の中枢部に誘導する。
- ・別当沢北側の本来の大手道のルートが未整備であるため、当面の間は周辺の既存道路を迂回路として設定する。
- ・現在、史跡の近くに来訪者用駐車場が存在しないため、利便性の良い適切な位置に駐車場の設置を検討する。車両は、国道52号から駐車場に誘導する。駐車場からの歩行者は、陣屋の大手に至るルートと、直接陣屋の「搦手（裏口）」から陣屋内にアクセスするルートに誘導する。
- ・史跡周辺の資源を一体的に見学できるよう、龍津寺や小島町自治会館の駐車場を史跡の見学者用駐車場として借用することを検討する。
- ・小島陣屋跡と龍津寺、酒瓶神社などを周遊する場合は、国道52号沿いの龍津寺あるいは小島町自治会館の駐車場を起点に歩行者動線を設定し、大手を通過して陣屋中枢部を見学できるよう誘導する。（**図 38 駐車場から史跡へのアクセス** 参照）
- ・史跡内の見学路は、できる限り江戸時代の城郭通路を活かした石段やスロープを用いる。

- ・足の不自由な方などに配慮したユニバーサル動線は、第2郭北側の道路から直接史跡内にアプローチし、御殿の書院まで車椅子等の利用が可能な見学路でアクセスする。
- ・主郭から大手出隅石垣へは、主郭北側から第2郭を周遊する見学路を通り、枅形虎口を経て、大手出隅石垣下に至る、傾斜の緩やかなルートを確認する。
- ・整備前・整備中も可能な限り公開・活用可能なよう、暫定の見学路を設置するものとする。

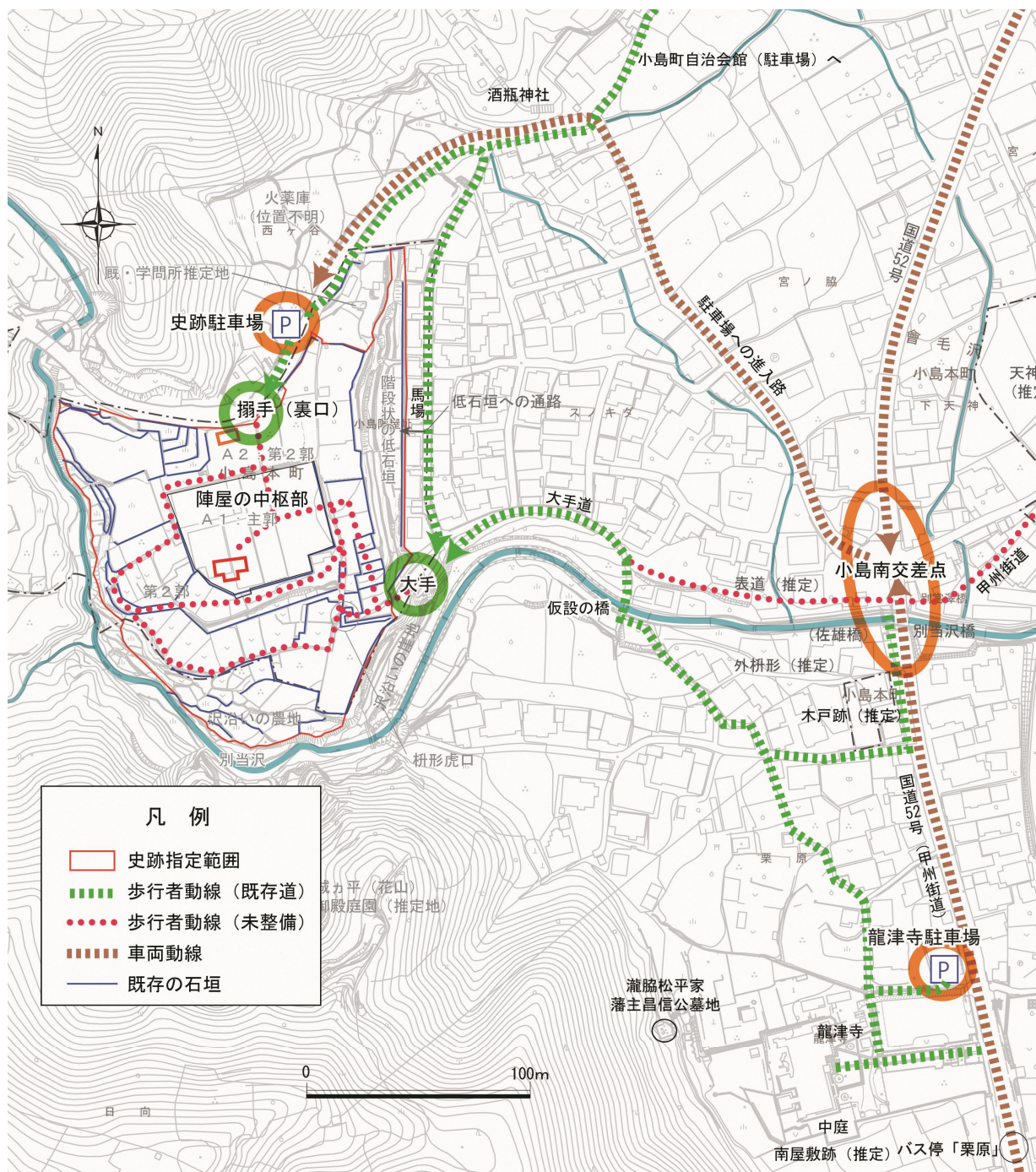


図 37 動線計画図



図 38 駐車場から史跡へのアクセス

(2) サイン整備計画

- ・ 史跡及びその周辺において、統一的デザインの看板を整備する。
- ・ サインは陣屋跡の整備活用の進捗と必要に応じて随時整備する。できる限り既存のサインを活用することとし、老朽化し内容が現状と合わないサインについては、順次更新していく。整備するサインの種類と設置位置の目安は次表のとおりである。
- ・ Cエリアの「大手」は、陣屋の主要な見所となる出隅石垣があるが、位置が分かりにくいいため、駐車場やガイダンス施設周辺から歩行者を適切に誘導するサインを設置する。
- ・ Dエリアの国道 52 号小島南交差点付近に、史跡小島陣屋跡のシンボルとなる名称看板を設置する。歩行者、自転車利用者のメインエントランスとして、土地所有者や庁内道路部門との協議のうえ、小島陣屋と甲州街道等を解説する総合案内看板を設置する。
- ・ デザインや設置者が異なる複数の看板が設置されている場所については、設置者を確認のうえ看板の整理を行う。

表8 サインの種類と設置位置

種類	表示要素	設置位置
総合案内看板	史跡全体の説明、地図、写真、周辺資源の情報など	A 2 : トイレ等便益施設付近 D : 小島南交差点付近 (史跡指定地外)
遺構解説板	遺構名、遺構解説文、遺構図、発掘調査の写真など	A 1 : 書院、宝蔵、石段ほか A 2 : 搦手口 (裏門)、井戸 B : 大手門、大手石段通路、出隅石垣、枡形虎口 C : 主郭石垣、稻荷社跡、井戸 E : 火薬庫 (推定) (史跡指定地外) G : 馬場跡、砲術練習施設 (推定)、木戸跡 (推定)、番所跡、御殿庭園、石切場跡ほか (史跡指定地外)
名称看板	施設名「史跡小島陣屋跡」	C : 大手入口手前 D : 小島南交差点付近 (史跡指定地外) E : 史跡駐車場入口
	遺構名	・適宜設置する
誘導看板	誘導矢印、目標物、距離など	・小島南交差点から史跡駐車場へ ・史跡駐車場から陣屋の大手と搦手 (裏口) へ ・龍津寺から別当沢を渡り大手へ (史跡指定地外) ・小島南交差点からスノキダ団地を抜けて大手へ (史跡指定地外) ・史跡内の見学路の分岐点
規制サイン	立入禁止、危険などの注意喚起表示	・必要に応じて最小限設置する (第2郭東側階段状の石垣、別当沢の急傾斜地等)



図 39 総合案内看板の例 (柏原藩陣屋跡・兵庫県丹波市)

第5節 施設整備計画

(1) 遊歩道整備

- ・ 史跡の見学路は、原則的に既存の通路や道路を使用するものとし、必要な部分について遊歩道を整備する。遊歩道は、土系舗装等の歴史的景観に配慮した仕上げ、色、材質を検討する。
- ・ Bエリアの大手出隅石垣を見学できるようにするため、大手石段通路の一部に保護盛土を行い、石段を新設する。
- ・ Dエリアの外枳形から陣屋に至る大手道が想定される部分は、別当沢沿いに見学者動線（遊歩道）整備を検討する。当面の間は、既存の道路・通路を迂回路として使用するものとする。
- ・ 史跡周辺の道路や通路は、庁内道路部門との協議のもと必要に応じて路面を着色するなどし、見学者の歩行スペースの確保を検討する。

(2) 多目的広場の整備

- ・ A2エリアに、見学者の集合場所や史跡の活用拠点となる多目的広場を整備する。
- ・ 見学者の利便のため、遺構保護と整合を図りながら、トイレや休憩機能を持った便益施設を設置する。併せて施設の一部にガイダンス機能の付与を検討する。
- ・ 便益施設には、トイレ（男、女、UD3室程度）、水飲み、四阿、ベンチ、史跡の維持管理ための物品用物置、ガイダンス機能（総合案内板、パンフレット置場、ガイドボランティアの控室、管理人控室等）の設置を想定する。
- ・ 植栽や樹木、花壇等の管理用散水栓を設置する。
- ・ ユニバーサル対応用駐車スペースを確保する。
- ・ 多目的広場に必要最小限の照明を設置する。史跡の景観に配慮した明るさ、設置高さ、デザインとする。
- ・ 広場の活用に必要な屋外コンセント用電源を設置する。
- ・ トイレ、水飲み等の給排水施設と照明用の電気施設は第2郭北側道路方向から配線を引き込み、工事掘削を最小限におさえて、遺構を破壊するおそれのない部分に集中して設置する。



図40 休憩所、ガイダンス施設兼用トイレ
（岐阜県飛騨市、国史跡江馬氏城館跡）

(3) ポケットパークの整備

- ・ Dエリアの国道 52 号小島南交差点付近にポケットパークを整備し、歩行者、自転車向けの陣屋の総合案内看板やベンチを設置する。



図 41 ポケットパーク（袋井宿場公園・袋井市）

(4) 駐車場の整備

- ・ 史跡の近くに駐車場がないため、来訪者の路上駐車がみられる。史跡までのアクセスをスムーズに行い、来訪者の利便性を高めるため、Eエリアに史跡の見学者向け駐車場を整備する。位置の選定にあたっては、周辺の宅地の生活環境への影響を考慮し、土地所有者や地元住民などと十分な調整を行う。
- ・ 学校教育での史跡見学や観光バスツアーの利便に配慮し、大型バスの転回可能な空間を確保する。

第6節 修景・植栽計画

- ・ 石垣の内側で遺構に影響を与えない部分に、石垣の保全と見学者の安全確保を兼ねた低木植栽を行う。具体的には、A1エリアの主郭石垣、Bエリアの大手石垣、Cエリアの第2郭東側の急斜面脇と北側道路脇の石垣の部分とする。
- ・ A1、A2エリアの地下遺構への影響がない場所に修景用の花壇を設置する。
- ・ A2エリアの多目的広場に、地被植栽や緑陰となる中高木の植栽を検討する。
- ・ Bエリアの石垣上のサクラは、根が石垣に影響を与えている可能性があるため、十分な調査を行い、必要に応じて伐採等の対応を検討する。
- ・ Bエリアの別当沢沿いの馬場から大手に続く通路沿いに、見学者の安全確保を兼ねた修景植栽を検討する。
- ・ Cエリアの見学者動線の付近に、緑陰となる中高木の植栽を検討する。
- ・ Dエリアに設置するポケットパークに、緑陰となる中高木を植栽する。